



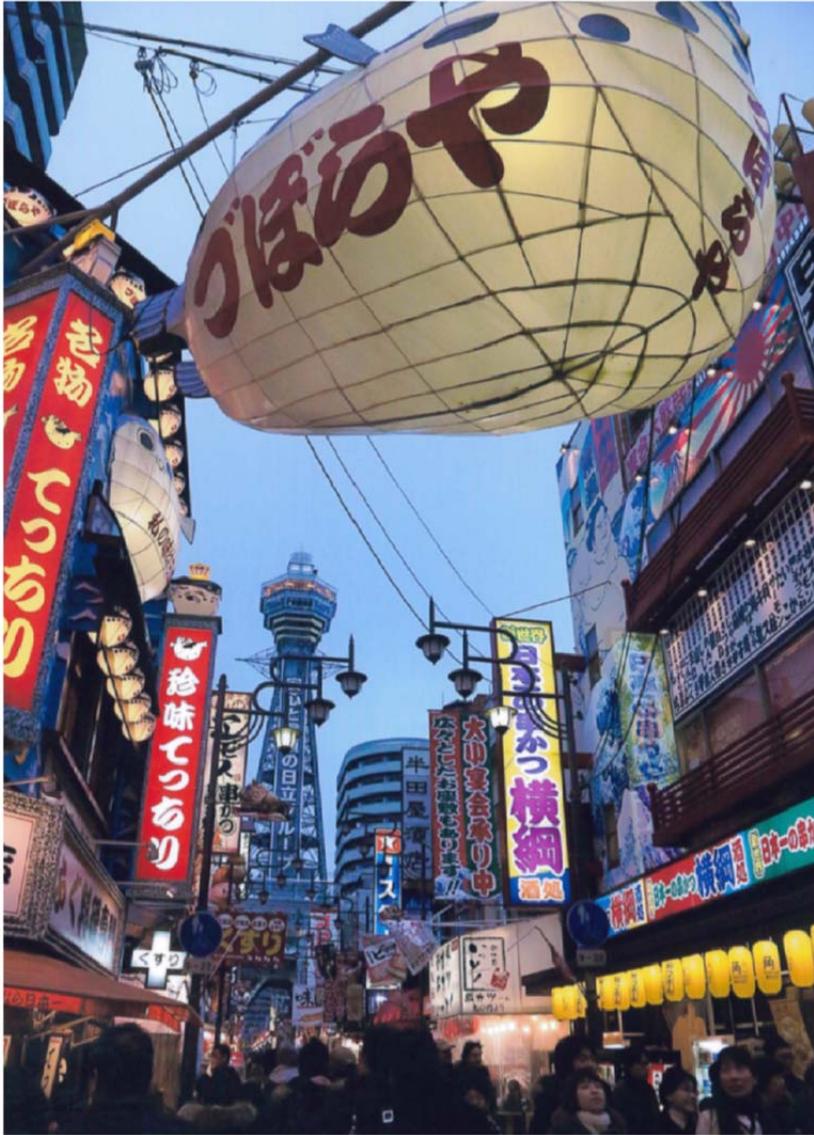
近畿税理士会 泉大津支部だより

発行 平成 25 年 1 月 25 日

25 年新春号

No. 29

発行 / 近畿税理士会 泉大津支部 支部長 原 正人
事務局 泉大津市二田町 1-11-15 オークハイツⅢ301 号
編集委員 / 高岩 弘至・真奥 隆・田中 俊英・稲垣 成祥・根尾 玲子

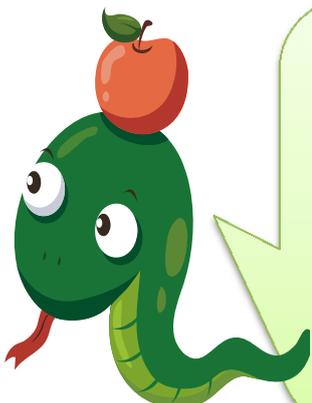


『正月の ジャンジャン横丁』

いまや全国区の観光名所となった通天閣のお膝元、新世界の一角にある。戦後、店々から呼び込みのための三味線や太鼓の音が、「ジャンジャン」と響いていたことからその名がついたといわれる。串カツ屋をはじめ、焼肉、立ち呑み居酒屋など庶民派の店が、ずらりと並ぶ。



(写真) 久保 慶明



【25 年新春号 主な内容】

- 1 面 表紙写真「正月のジャンジャン横丁」
- 2 面 阪東副支部長のあいさつ
- 3 面 歴代支部長に突撃!!
- 4 面 第 28 回誌上研修「国税通則法の改正に伴う税務調査の手続き」
- 6 面 寄稿「今年の漢字」、「支部ゴルフコンペ」
租税教育推進校等の署長表彰状授与
- 7 面 支部旅行に参加して、新会員の紹介
- 8 面 告知板、最新研修ビデオの紹介、原稿・写真募集、編集後記



新春ご挨拶

副支部長 阪東 寛

あけましておめでとうございます
会員の皆様には、新しい年を穏やかに迎えることとお慶び申し上げます。
旧年中は、支部事業活動に対しましてご支援ご協力を賜り、誠に有り難うございました。本年も、昨年と同様相変わらず、ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

昨年を振り返って回想すれば、国政においては震災復興、領土問題、政権交代、経済問題等が山積しており、心穏やかに過ごせる時がありませんでした。本年は、落ち着いた政治を司っていただきたいものです。

私の新年の始まりは、毎年恒例の元日ゴルフから1年が始まります。平成24年1月1日岸和田CC梅コース3番ショートホールで、一生に一度有るか無いかの奇跡のホールインワンから、私の辰年が始まりました。周りの方たちからすれば、縁起が良いと言う方、又、危険に遭遇するという方、のお話を思い浮かべますと、両極端の事柄が起きました。縁起が良かったのは、息子の結婚をはじめ親族の結婚ラッシュであり、その反対に危険な場面は普段からの体調管理を怠り、飲食時に意識不明となり救急車で病院へ運ばれたことなどが思い出されました。その際には、身近でお世話をしていただいた先輩諸氏には、ご迷惑をおかけしましたこと深謝いたします。

また、業務関連の事柄では、泉大津支部事業活動、近畿税理士会公益活動対策部事業、和泉市の指定管理者選定委員、顧問先企業の業績悪化による融資案件を数多くサポートした事等、多忙な1年であり自身にゆとりが無かったように思えました。今年は、昨年の反省から、体調管理を肝に銘じ、税理士業務及び支部事業、本会事業活動等をこなしてまいりたいと思う所存です。

また、国の根幹である税に関して、将来を担っていく子供達に租税教育を推進しなければならないと思いますので、会員の皆様にもご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、会員の皆様にとりまして、この一年が良い年となりますよう祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。



大阪・奈良税理士協同組合

〒540-0012
大阪市中央区谷町1丁目5番4号
TEL(06)6941-6888
FAX(06)6947-2800
URL: <http://www.hanna-zeikyo.jp>

保険

阪奈積立年金、VIP大型総合保障制度、
全税共年金、所得補償、総合事業保償プラン、
ゴルフアーズ保険、自動車保険、火災保険

金融・ カード

税理士(マーク入り)カード、
住宅ローン
自動車ローン

販売 あっせん

業務関連用品、パソコン関連、オフィス家具、
紳士・婦人服、生活雑貨、
リサイクルトナーカートリッジ、印鑑、
名刺、家電製品(web販売)

共済 制度

小規模企業共済制度
中小企業退職金共済制度
経営セーフティ共済制度

不動産

不動産情報(売買仲介)
戸建住宅、マンション
リフォーム

その他

報酬自動支払制度、ゴルフ会員権、
葬儀、リース関連、人材派遣、
セキュリティ、資格取得、
カーライフ関連、PETガン検診

歴代支部長に突撃!!

第1回の畑中榮造先生に引き続き、第2回は、久保慶明先生に突撃取材しました。

久保先生は、平成元年6月から1期2年間支部長に就任されました。平成元年というと消費税法（昭和63年当時の竹下内閣時に成立）が施行された年であります。その辺りの状況も踏まえながら、当時のいろいろな出来事をお聞きしました。

Q. 当時の支部の状況は如何でしたか？

A. 支部会員は、当時平成元年が85名、翌年は86名でした。執行部ですが、平成元年は、私と副支部長に三宅八郎先生、幸野陸紀先生の3人で、翌年には、副支部長に森福淳治先生を加えた4人で支部運営をしていました。

当時の泉大津税務署長ですが、平成元年が江尻清氏、平成2年が御園生功氏でした。御園生氏は、旧大蔵省からの出向で現在は福岡財務支局長です。今では考えられませんが、その当時は税務署の方々と懇親会をよくされたそうです。

Q. 現在の支部の組織づくりをしようと思ったきっかけは？

A. 税理士会の支部運営においての仕事が増えつつあり将来的なことも考えてなるべくたくさんの会員先生方が支部運営に携わることができるように支部役員を増員することを決めました。

今でこそ笑い話ですが、支部役員の増員は支部規約の改正になるため近畿税理士会の承認が必要でしたが、久保先生はそれを知らず慌てて本会への報告をなされたそうです。

Q. 平成元年4月1日に施行された消費税法について

A. その時期やったかな～。そんな苦労したか覚えてないわ～。

その当時の背景として、昭和62年度の税制改正により公的年金等の見直しが行われました。年金給付は従来「給与所得」に区分（給与所得の際は、給与の月額表を用いて源泉徴収しており年末調整がほぼ完了）されていましたが、昭和63年分から「雑所得」に改められ所得の計算方法も変わり公的年金等控除制度が創設されました。

Q. 税務援助（現在の税務支援）が活発になってきたのがこのころですが？

A. 年金受給者など地区相談会場に足を運ぶ人が増え、会員先生方の従事日数が増えました。

初めての税法のため税理士もそうですが、税務署もかなり混乱していたのではないかと思います。届出関係も現在では期日が厳しいですが、猶予期間もあったようですし、一旦提出した届出書を取り下げるケースもあったそうです。

現在とは違って手書きの時代ですから先生方の負担も大きかったそうです。

Q. 消費税の導入により、法人税・所得税とは別に計算するため顧問報酬の増額につながったのでは？

A. 決算申告手数料に込みこみで増えていないと思います。

Q. 現在の支部へ一言

A. 泉大津支部も若手税理士が増えてきましたが、全体的に大人しいことが気になります。当時は、いい意味での意見のぶつかりあいが多くまとめるには苦勞することもありましたが、それが支部の活性化に繋がってきました。是非、どんどんと意見を述べていただきたい。

やはり、20年以上前の記憶を辿っていただいて印象に残っていたことは、当時の裏話でした。

久保先生には、時間を割いて取材に協力していただきありがとうございました。

この取材を通じて歴代の支部長先生に普段聞くことができないような貴重な体験をさせていただきました。感謝しております。





第 28 回 誌上研修

「国税通則法の改正に伴う税務調査の手続」

研修委員 根尾 玲子

1 事前通知

《 法律の概要 》

事前通知

納税者に対し実地の調査を行う場合には、あらかじめ、納税者及び税務代理人に対し、調査を行う旨及び次の事項を通知する。（新通則法 74 条の 9 ①）

①調査開始日時、②調査開始場所、③調査の目的、④調査対象税目、⑤調査対象期間、⑥調査の対象となる帳簿書類その他の物件、⑦その他政令で定める事項

ただし、税務署長等が、納税者の申告・過去の調査結果の内容、その営む事業内容に関する情報その他国税庁等が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれその他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認めるときには、上記の通知を要しない。

事前通知した納税者から合理的な理由を付して調査開始日時又は調査開始場所の変更の求めがあった場合には、これらについて協議するよう努める。（新通則法 74 条の 9 ②）

2 実地調査



質問検査等

所得税等に関する調査について必要があるときは、納税者等に質問し、帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。（新通則法 74 条の 2～74 の 6）

事前通知した事項以外の事項について非違が疑われることとなった場合には、その通知事項以外の事項についても質問検査等できる。（新通則法 74 条の 9 ④）

物件の留置き

国税の調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。（新通則法 74 条の 7）

3 調査終了の際の手続



更正決定等をすべきと認められない場合

更正決定等をすべきと認められない旨の通知



実地の調査を行った結果、更正決定等をすべきと認められない場合には、納税者に対し、その時点において更正決定等をすべきと認められない旨を書面により通知する。（新通則法 74 条の 11 ①）

更正決定等をすべきと認める場合

調査結果の説明



国税に関する調査の結果、更正決定等をすべきと認める場合には、納税者に対し、調査結果の内容（更正決定等をすべきと認めた額及びその理由を含む。）を説明する。（新通則法 74 条の 11 ②）

修正申告等の勧奨及び修正申告等に伴う法的効果の教示



上記の説明をする場合において、納税者に対し修正申告等を勧奨することができる。この場合において、当該調査結果に関し修正申告書等の提出があった場合には不服申立てをすることはできないが更正の請求をすることはできる旨を説明するとともに、その旨を記載した書面を交付しなければならない。（新通則法 74 条の 11 ③）

（納税者からの）修正申告書若しくは期限後申告書の提出又は源泉所得税の納付

更正決定等(理由附記)

全ての処分（申請等の拒否処分及び不利益処分）について、理由附記する。（新通則法 74 条の 14）

4 再調査

再調査

更正決定等をすべきと認められない旨の通知をした後又は調査の結果につき納税者から修正申告書等の提出、源泉所得税の納付、若しくは更正決定等をした後においても、新たに得られた情報に照らし非違があると認めるときは、納税者に対し、質問検査等を行うことができる。（新通則法 74 条の 11⑥）

* 施行日等

施行日：平成25年1月1日

- ◎ 税務調査手続：平成25年1月1日以後に納税義務者に対して行う質問検査等（同日前から引き続き行われている調査等に係るものを除く。）について適用。
- ◎ 物件の留置き：平成25年1月1日以後に提出される物件について適用。
- ◎ 理由附記：平成25年1月1日以後にする処分について適用。
ただし、平成25年において記帳・帳簿等保存義務がない個人の白色申告者は記帳・帳簿等保存の義務化と併せて平成26年1月1日以後適用。

*【参考引用文献】『税務調査手続等の改正に関する研修会』研修資料 近畿税理士会

《 T A I N S (税理士情報ネットワーク) の活用について 》

税理士にとって有益な最新判決や裁決などが、税理士のデータベース T A I N S に蓄積されています。申告、納税者の権利救済に役立つので、業務での活用を考えてみませんか？

◎ T A I N S (タイムズ) とは？

T A I N S とは、Tax Accountant Information Network System の頭文字で「税理士情報ネットワークシステム」の略称です。

情報化社会の到来を見据えて、1982年から東京税理士会や中国税理士協同組合によって、構築されてきたわが国で初めての法律情報検索システムは、日税連の指導監督の下、1996年8月8日、T A I N S (タイムズ) として J V 方式により、スタートしました。

2010年12月1日、一般社団法人日税連税法データベースは、有限会社日税連情報サービスと税理士情報ネットワーク全国ユーザー会を一体化し、税理士業界の財産として全ての会員が利用できるものとするを目的として設立されました。

また、2011年4月1日には、これまでの地区ユーザー会の受け皿として、各税理士会ごとに一般社団法人の従たる事務所が設置されています。

◎ T A I N S (タイムズ) 一般社団法人 日税連税法データベース ホームページ

T A I N S (タイムズ) のポータルサイト (総合窓口) として、入会の申込や、最新判決・裁決などを知らせています。

1 最新判決・裁決

判決や裁決に関する最新の情報を、各税目ごとに一覧表にしてあります。☆印は、課税処分の全部又は一部が取り消された事案です。

コードをコピー&ペーストすると、簡単に税法データベースを検索して、判決や裁決の概要と全文を入手することができます。

2 「税務会計フォーラム」

税務会計フォーラムは、T A I N S の会員でなくても、だれでも参加できる会議室で、最新収録情報なども知らせています。

テーマは自由、道府県名と実名で発言します。他人を誹謗中傷する発言は、予告なく削除される場合があります。

◎ T A I N S (タイムズ) 会員になると？

会員専用の ID・パスワードにより Web 上で事由に検索することができます。判決・裁決をはじめ、「現況調査の手引」「全国国税局長会議資料」「調査に生かす判決情報」などのほか、国税庁の内部研修資料などを収録しており、日々更新されています。(2012.6.6 現在 35,752 件収録)



「今年の漢字」

馬場崎 淳

毎年 12 月になると、その年の世相を漢字一文字で表現する「今年の漢字」が財団法人日本漢字能力検定協会から発表されます。清水寺を背景に発表されるシーンをニュースで見たことがある方も多いと思います。2012 年の今年の漢字は「金」でした。私自身あまりピンとこなかったのですが、確かに 5 月には日本では 932 年ぶりとなる金環日食があり、夏にはロンドンオリンピックで日本人選手が数多くのメダルを獲得したことが思い出されます。過去の今年の漢字を調べてみると、1995 年「震」（阪神大震災）、2004 年「災」（新潟県中越地震）、2011 年「絆」（東日本大震災）で、いかに日本が自然災害の多い国であるかということがわかります。また、1998 年「毒」2001 年「戦」2007 年「偽」とあまりいいイメージのない漢字が選ばれたこともありました。現在の日本を取り巻く環境は厳しいですが、2013 年の今年の漢字がいい年であったと出すことのできる 1 年であることを願うばかりです。



支部ゴルフコンペ

中塚 高志

泉大津支部の中塚です。支部の皆様には日ごろより大変お世話になっております。この場をお借りしまして御礼申し上げます。

私は去る 12 月 7 日に泉ヶ丘カントリークラブで開催されました支部ゴルフコンペにご招待いただき参加させていただきました。

前日より、ものすごい寒波に襲われるのではないかという情報もあり、非常につらいゴルフになることを予測していたのですが、当日は好天に恵まれ、少し風は吹いていたものの、絶好のゴルフ日和となりました。

当日のプレーについては、約半年練習もせず、クラブもにぎっておりませんでしたので、午前中はガチガチに力みすぎて最悪なスコアをたたいてしまいました。ただ午後からはお腹も満たされ、力みもとれたのか 47 でまわることができ、半年振りには気持ちいいゴルフをさせていただきました。

これもひとえに同じ組でまわった中島先生と真奥先生が場を和ませてくれたからだと思います。ありがとうございました。

支部ゴルフコンペに参加させていただくのはこれで 3 度目になるのですが、これからも機会がありましたら参加させていただきたいと思っておりますので、どうぞ宜しくお願いいたします。



感謝状と記念品をいただきました!!



租税教育の推進及び租税教育推進のための基盤整備等の功績が認められ『近畿税理士会 泉大津支部』が泉大津税務署 三吉署長様から表彰されました。支部では、毎年、租税教室への講師派遣、また講師育成のための研修に参加しています。





支部旅行に参加して

永谷 博子

10月14日(日)15日(月)の二日間、支部旅行に参加させていただきました。今年には東京スカイツリーがオープンした記念すべき年でもあり、東京方面へ総勢

21名の参加となりました。

朝、8時10分関西空港を出発し羽田に1時間ほどで到着しました。時折小雨のふる曇り空の中、観光が始まりました。まずは葛飾柴又帝釈天です。寅さん記念館に入り映画の様々なシーンが思い出されました。草団子も美味しかったです。午後から靖国神社にて、遊就館見学、昇殿参拝をいたしました。次に浅草寺・仲見世にいき、晩御飯は築地場外「寿司清」で新鮮な魚料理を美味しくいただきました。



次の日は朝一番に東京スカイツリーに行きました。事前に予約をしていたのでスムーズな入場でしたが、天望デッキフロアは大勢の観光客でにぎわっていました。入場券の10枚に1枚の絵がイメージキャラクターの「ソラカラちゃん」で2名の先生が皆様から羨ましがられていました。エレベーターも4基あり四季の季節になっていて、上りは夏、下りは春のエレベーターに乗れました。眺めもすばらしく、遠くに富士山を確認することができました。昼からは国会議事堂の見学にいきました。参議院議員の尾立源幸先生と秘書の方が丁寧に案内をしてくださいます。次に保存・復元工事が完成した東

京駅丸の内駅舎の見物です。ノスタルジックな雰囲気の中、普通に駅としても利用されていて不思議な感覚でした。都内をバスで移動しながら、銀座通りや高層ビルが立ち並ぶ景色とは対照的に東京駅から皇居前の風景は緑が多く広々と整備されていて首都の実感をしました。最後は日本税理士会館の前で写真を撮り、夜の関西空港に21時35分無事帰阪しました。個人旅行ではまわりきれない密度の濃い盛りだくさんの内容でした。

集合時間には、女性陣3名はいつもギリギリで駆け足となり、首を長くしてまっておられる先生方には大変ご迷惑をおかけしました(汗)。まさに駆け足の1泊2日の楽しい旅行でした。たくさんの先生方と楽しく交流ができ嬉しかったです。ありがとうございました。



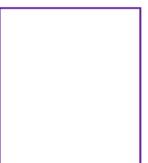
新 会 員 の 紹 介 平成25年1月15日現在…会員数 109名 (内税理士法人 2)



平成24年10月11日 奥西 俊伸 先生 (堺支部より)

事務所：和泉市池上町3-13-23-2 TEL：0725-46-9250

メッセージ：5年前に堺支部で独立開業し、縁があり泉大津支部へ入会させていただくことになりました。先輩の皆様、ご指導のほどよろしくお願いたします。



平成24年11月21日 村田 吉生 先生 (開業)

事務所：高石市西取石7-8-2-2 中原弘一朗税理士事務所 TEL：072-267-3666

趣味・特技：

メッセージ：



平成24年12月19日 森永 正樹 先生 (開業)

事務所：泉大津市豊中町2-5-7 森永牧雄税理士事務所 TEL：0725-22-3951

趣味・特技：写真撮影・マラソン

メッセージ：何分未熟ですので、ご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願いします。

税務支援対策委員会より

泉大津市、和泉市、支部事務局の3ヶ所においてほぼ毎月のように市民に対する税務相談センターを開設しています。会員皆様からこの相談員を募集いたしておりますので、ご参加いただける先生は、今回同封の書類にてご回答を宜しくお願い申し上げます。

また、確定申告期の地区相談会場の開催日が8日間に短縮されたために、多くの先生が連日の相談担当となりますことへのご理解とご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

最新研修ビデオの紹介

◇日税連マルチメディア研修（平成24年度）

第1回「平成24年度税制改正等について」

第2回「改正国税通則法の概要」

第3回「国税通則法改正後の調査手続きについて」

◇法学ゼミナール

「会社法の倫理と実務の現状と課題」【前・後編】

「租税法律主義の現代的意義」【前・後編】

◇全国統一研修会（平成24年度）

「外国人課税をめぐる実務」

「消費税の改正と会員相談事例について」

「同族会社の役員報酬～交際費・寄附金の取扱い～」

◇大阪・奈良税理士協同組合（平成24年度）

第2回「平成24年度から適用される改正項目と法人の実務上の留意点」

◇プロフェッショナルセミナー

「中小企業の経営支援について」

【第1部】金融機関に対する検査・監督行政について

【第2部】「中小企業会計が果たす役割—経営改善・体質強化のためにすべきこと—」

◇近畿税理士会主催

「税務調査手続等の改正に関する研修会」



原稿・写真募集！

この支部だよりは、支部ホームページでもご覧になれます。

アドレス <http://www2.kinzei.or.jp/~izumi/>
広報委員会では常時原稿・写真を募集しております。

寄稿はお気軽に、趣味・エッセイ・業務に関する
こと・日頃の疑問等、テーマはご自由ですので、
是非ともご寄稿をお願いいたします。

写真もテーマはご自由に撮影場所等記載のうえ
お送りください。

なお、お送りいただいた原稿・写真は、紙面に限り
があり、掲載できない場合もありますので、そ
の際はご了承ください。

お問い合わせは、泉大津支部事務局まで

TEL0725-33-7400 FAX0725-33-7405

e-mail izumiootusibu@theia.ocn.ne.jp

編集後記

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様方にはよき新春をお迎えのことと、お喜び申し上げます。支部だよりの発刊に編集委員として携わるのも8回目となりました。今回は、「歴代支部長に突撃取材」を担当させていただきましたが、原稿の作成、編集の難しさを痛感致しました。

昨年末は政権も変わり日経平均株価も上昇しています。日本経済の復興が期待だけで終わらないことを切に願います。

本年も昨年同様よろしくお願い致します。会員皆様方のご健康とご多幸、ご事業の繁栄を心よりお祈りいたします。

(T. M)

